**平成２２年（フ）第７５号**
函館市住吉町３番14号
債務者　高橋　美夏（旧姓相澤）
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
函館地方裁判所

**平成２２年（フ）第２７号**
群馬県太田市富沢町327番地７
債務者　中奥　慎規
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
前橋地方裁判所太田支部

**平成２２年（フ）第３６号**
群馬県太田市東別所町515番地24
債務者　安部　香織（旧姓林）
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
前橋地方裁判所太田支部

**平成２２年（フ）第３７号**
群馬県太田市岩瀬川町616番地２　コーポ小林106号
債務者　荻原　光則
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
前橋地方裁判所太田支部

**平成２２年（フ）第１２号**
秋田県湯沢市千石町１丁目８番11号　天童アパート１号室
債務者　佐藤　孝子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

**平成２２年（フ）第１５号**
秋田県横手市平鹿町下鍋倉字下詫宣112番地
債務者　高橋　武史
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

**平成２２年（フ）第１６号**
秋田県横手市南町10番50号　市営住宅１－３
債務者　石川　　幸
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

**平成２２年（フ）第１８号**
秋田県湯沢市若葉町11番18－１号　Ｂ棟
債務者　佐々木哲子（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

**平成２２年（フ）第１９号**
秋田県横手市雄物川町大沢字上法寺38番地
債務者　阿倍　靖子（旧姓由利）
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

**平成２２年（フ）第１０号**
新潟県佐渡市相川坂下町３番地
債務者　渡辺　裕二
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後２時
新潟地方裁判所佐渡支部

**平成２２年（フ）第８号**
岩手県下閉伊郡岩泉町尼額字下坪39番地５
債務者　工藤　　仁
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

**平成２２年（フ）第９号**
岩手県下閉伊郡岩泉町尼額字下坪39番地５
債務者　工藤美由紀
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

**平成２２年（フ）第１２号**
岩手県宮古市田老字野原87番地１
債務者　村田　和幸
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

**平成２２年（フ）第５３号**
静岡県浜松市中区住吉１丁目３番２－204号　市営住宅
債務者　幸田　雅広
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

## 破産廃止

**平成１５年（フ）第５２９号**
福島県伊達市梁川町広瀬町45番地、破産宣告時の住所福島市吉倉字谷地42番地の１
破産者　佐藤　久恭
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産を廃止する。
3　理由の要領　破産財団をもって破産手続の費用を償うに足りない。
福島地方裁判所第１民事部

## 破産手続終結

**平成２１年（フ）第１２６号**
沖縄県中頭郡嘉手納町字水釜562番地３　亀島アパート３Ｆ－Ｋ19
破産者　新嘉喜宗信
1　決定年月日　平成22年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
那覇地方裁判所沖縄支部

**平成２０年（フ）第６８１号**
横浜市瀬谷区阿久和東４丁目27番地13
破産者　湘南住宅株式会社
1　決定年月日　平成22年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部